

令和3年4月23日 第26回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時38分

1 出席委員

1番 遠藤 勇	2番 石黒 彰	3番 遠國 和宏
5番 岡元 義春	6番 榊原 武義	7番 宮口 孝治
8番 荻原 博佳	9番 鳥羽 秀男	10番 吉川 友二
11番 阿部 昇	12番 齋藤 陽敬	

2 欠席委員

4番 吉村 進

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸
総務担当主査 留田 篤史

○議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

第26回農業委員会総会

令和3年4月23日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和3年度第26回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、4番吉村委員が欠席です。

(署名委員の指名)

○議長 次に、本日の議事録署名委員は、3番遠國和宏委員、5番岡元義春委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

局長

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和3年度第1号農用地利用集積計画について、議決をお願いするものです。

○議長 1番につきましては、遠國和宏委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 31分 休憩

午後 1時 32分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。1番について説明します。

局長。

○事務局長 1番を説明します。

利用権の設定等をする者、受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町平和64番12ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、64,263㎡です。

次に利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするものです。所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に売買金額であります。9,638,000円、10アール当たり150,000円となっています。代金の支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受けるものです。

本農地の買受人は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 1番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「なし」の声)

○議長 なければ、議案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 1時 33分 休憩

午後 1時 34分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、2番、3番について説明します。

局長。

○事務局長 2番、3番につきましては、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受けるものであり、一括して、ご説明します。

2番を説明します。

利用権の設定等をする者、受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町平和306番14ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、31,501㎡です。

次に利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするものです。所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に売買金額であります。4,725,000円、10アール当たり150,000円となっております。代金の支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、3番を説明します。

利用権の設定等をする者、受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町平和73番3ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、13,780㎡です。

次に利用権の設定等の種類・内容・法律

関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするものです。所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に売買金額であります。2,067,000円、10アール当たり150,000円となっております。代金の支払方法等につきましては記載のとおりです。

本農地の買受人は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 2番、3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「なし」の声)

○議長 なければ、議案のとおり決定します。

それでは、4番について説明します。

局長。

○事務局長 4番につきましては、貸主の経営移譲年金等の受給のため農地法第3条で使用貸借契約していたものが期間満了になることから、改めて再設定するものです。

借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この貸借はすべて適法と判断しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 4番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第26回足寄町農業委員会総
会を閉会します。

午後 1時 38分 閉会

議 長 齋藤 屬 敬

農業委員 遠国 和宏

農業委員 岡元 義春
